利用者資金の保全方法について

利用者資金の保全方法について 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
当組合の利用者資金の保全方法は次のとおりです。
・金銭による供託
・債券（振替国債）による供託

無権限取引（※）により発生した損失の補償等の対応方針

（※）利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。
ガソリンのギフト券の盗難、紛失、滅失等の責任は負いませんので、ご保管については十分ご注意くださいますようお願いいたします。

ガソリンのギフト券関するご質問またはご相談は、本会 web サイトお問い合わせフォームまでご連絡ください。
https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp/inquiry

全国石油業共済協同組合連合会